



建築物省エネ法 適合性判定の変更について

建築物省エネ法に基づく「適合性判定通知書」を交付後、「建築物エネルギー消費性能確保計画書」に変更が生ずる場合、次のような手続きが必要です。事前に当センターまでご相談ください。

また、工事の完成時には、建築基準法による完了検査を受ける必要があります。

変更が生じた場合は、完了検査までに建築や機械・電気設備の変更を取りまとめて変更の手続きを行ってください。完了検査時に変更が確認されれば、変更手続きが必要となり、申請者様の省エネ計算費用や手間が掛かり、結果的に建物の使用開始が遅れてしまう恐れがありますので、御注意ください。

◎参考にしてください。

編集：日本建築行政連絡会議

企画・発行：（一社）住宅性能評価・表示協会、編集協力：国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

『省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査の手引き令和7年4月版』

<https://www.mlit.go.jp/common/001500267.pdf>

「性能向上計画認定」、「低炭素建築物新築等計画認定」を受けたものは、それぞれの認定制度の変更手続きを行っていただきます。

変更の内容	必要な手続き等
計 画 変 更	○ 適合性判定通知書（計画変更）を受けるまで工事ができません。 ・ 建築基準法の用途の変更 ・ モデル建物法（通常版・小規模版）を用いる場合のモデル建物の変更 ・ 変更評価方法の変更【標準入力法⇔モデル建物法（通常版）⇔モデル建物法（小規模版）】
軽微な変更 A	○ 変更が生じても継続して工事ができます。 ○ 建築基準法の完了検査申請時に「軽微な変更説明書」と関係図書を添付してください。 ・ 省エネ性能が向上する変更（外皮・階高減、設備効率の向上等）
軽微な変更 B	○ 変更が生じても継続して工事ができます。 ○ 建築基準法の完了検査申請時に「軽微な変更説明書」と関係図書を添付してください。 ・ 一定範囲内の省エネ性能が低下する変更で再計算を伴わない変更（必ず事前に相談ください）
軽微な変更 C	○ 変更が生じても継続して工事ができます。 ○ 「軽微変更該当証明」の手続きを行い、建築基準法の完了検査申請時に「軽微な変更証明書」と証明書の写しを添付してください。 ・ 再計算によって基準適合が明らかとなる変更で、計画変更とならない変更

※変更の詳細は、裏面をご覧ください。

【計画変更】

計画変更は、下記の根本的計画の変更で、再計算により省エネ基準に適合する変更

- ・建築物の用途の変更
- ・モデル建物法（通常版・小規模版）を用いる場合のモデル建物の変更
- ・評価方法の変更【標準入力法⇔モデル建物法（通常版）⇔モデル建物法（小規模版）】

【軽微な変更 A】 省エネ性能が向上する変更(外皮・設備効率の向上等)

ルート A

次のイからニまでの変更が該当する。

- イ 建築物の高さ又は外周長の減少
- ロ 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
- ハ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む）
- ニ エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設

【軽微な変更 B】 一定範囲内の省エネ性能が低下する変更

ルート B

変更前の設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量に比較し、10%以上少ない建築物エネルギー消費性能確保計画に係る変更が該当する。

次のイからホまでの変更が該当する。

イ 空気調和設備

次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更

- （イ）外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加（5%を越えない場合に限る）又は減少
- （ロ）熱源機器の平均効率の10%を越えない低下

ロ 機械換気設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更

- （イ）送風機の電動機出力の10%を越えない増加
- （ロ）一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の5%を越えない増加（室用途が駐車場又は厨房である場合に限る）

ハ 照明設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、単位床面積あたりの照明設備の消費電力の10%を越えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更

ニ 給湯設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途毎に、給湯設備の平均効率10%を越えない低下に該当し、これ以外の事業についてエネルギー消費性能が低下しない変更

ホ 太陽光発電設備

次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更

- （イ）太陽電池アレイのシステム容量の2%を越えない減少
- （ロ）パネルの方位角の30度を越えない変更又は傾斜角の10度を越えない変更

【軽微変更該当証明】

ルート C

軽微な変更Cは、再計算によって基準適合が明らかとなる変更で、計画変更とならない変更をいい、軽微変更該当証明が必要となります。

問い合わせ先

- ◎ 非 住 宅
- ◎ 併 用 住 宅
- ◎ 複 合 建 築 物

標準入力法・モデル建物法（通常版・小規模版）
標準入力法・モデル建物法（通常版）
（住宅＋非住宅）

住宅部 省エネ課
TEL. 054-202-5581

- ◎ 併 用 住 宅

標準入力法・モデル建物法（小規模版）

各事務所・支所

各事務所・支所の連絡先は、まちセンホームページをご覧ください。
まちセンホームページ「業務別お問い合わせ先」▶

